

**関東信越税理士会
熊谷支部 8 月例会次第**

日時 平成26年8月7日(木)
午後3時20分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

(1) 6月11日(水)	例会・署との協議会	於	ホテルガーデンパレス
(2) 6月11日(水)	第34回定期総会	於	ホテルガーデンパレス
(3) 6月11・12日	橋本則彦会員ご母堂様 通夜・告別式	於	埼玉セレモニーホール熊谷
(4) 6月18日(水)	熊谷間税会定期総会	於	ホテルガーデンパレス
(5) 6月18日(水)	大里地域税政協議会定期総会	於	ホテルガーデンパレス
(6) 6月20日(金)	本会総会	於	パレスホテル大宮
(7) 6月24日(火)	熊谷青色申告会通常代議員総会	於	マロウドイン熊谷
(8) 6月25日(水)	日本政策金融公庫との金融懇談会	於	満る岡
(9) 7月16日(水)	県連常務理事会・県連総会	於	パレスホテル大宮
(10) 7月31日(木)	正副支部長会・署との協議会	於	熊谷税務署
(11) 7月31日(木)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(12) 8月3日・4日	飯島賢二会員ご母堂様 通夜・告別式	於	メモリアル彩雲
(13) 8月 6日(水)	大里地域税政協議会懇親会	於	マロウドイン熊谷

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会
日時 8月 7日(木)午後3時20分～午後3時50分
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 研修会
日時 8月 7日(木)午後3時50分～
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「改正税理士法」について
講師 県連 宮倉祐二会長
- (3) 署との協議会
日時 8月 7日(木)午後4時30分～午後5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 納涼会
日時 8月 7日(木)午後5時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (5) 県連支部長会
日時 8月 8日(金)午後3時00分～
場所 埼玉県税理士会館
- (6) 南部地区委員会
日時 8月11日(月)午後6時30分～
場所 廣川
- (7) 北部地区委員会
日時 8月21日(木)午後6時00分～
場所 満る岡
- (8) 中央地区委員会
日時 8月22日(金)午後6時00分～
場所 いづみ寿司
- (9) 西部地区委員会
日時 8月22日(金)午後6時30分～
場所 徳樹庵 籠原店
- (10) 深谷地区委員会
日時 8月22日(金)午後6時00分～
場所 きんとう旅館

- (11) 大里地区委員会
日時 8月26日(火)午後6時00分～
場所 美ゆき
- (12) 東部地区委員会
日時 8月28日(木)午後6時30分～
場所 徳樹庵 熊谷銀座店
- (13) 県連支部長会・埼玉県法人会連合会との協議会
日時 9月 2日(火)午後2時00分～
場所 ラフレさいたま
- (14) 正副支部長・署との協議会
日時 9月 3日(水)午後4時00分～
場所 熊谷税務署会議室
- (15) 正副支部長・地域長会議
日時 9月 3日(水)午後4時45分から
場所 支部事務局
- (16) 理事推薦委員会
日時 9月 8日(月)例会終了後
場所 ホテルガーデンパレス 2階ロビー
- (17) 三者懇談会
日時 9月 8日(月)午後12時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (18) 本会理事会・支部長会
日時 9月12日(金)
- (19) 東京一日研修
日時 9月17日(水)
場所 国会議員会館・両国国技館他
- (20) 県下税務署長との協議会
日時 9月18日(木)午後1時30分～
場所 ラフレさいたま
- (21) 支部女性部主催相談会
日時 10月 2日(木)午前9時00分～午後4時00分
場所 ティアラ21 4階会議室
内容 「女性税理士による女性のための税務相談会」
- (22) 県連ソフトボール大会
日時 10月 3日(金)
場所 大宮けんぼグラウンド
- (23) 愛好会助成金(7月31日 正副支部長会にて決定)
- | | | | | |
|-----------|-----|-------|-------|---------|
| ①音楽愛好会 | 18名 | 例会出席率 | 72.2% | 50,000円 |
| ②ゴルフ愛好会 | 25名 | 〃 | 73.1% | 50,000円 |
| ③海外旅行有志の会 | 10名 | 〃 | 76.4% | 30,000円 |
| ④麻雀愛好会 | 8名 | 〃 | 80.7% | 24,000円 |

3. その他の協議報告事項

<派遣関係>支部推薦

熊谷市水道事業運営審議会委員 小島周二会員

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

前山信一（平成26年6月25日登録 税務支援対策部所属）

〒360-0023 熊谷市佐谷田102-1

TEL・FAX 048-523-5723

兼子重雄（平成26年7月23日登録 税務支援対策部所属）

〒369-1203 寄居町大字寄居149

TEL 048-507-1442 FAX 507-1442

鈴木雄一（平成26年7月23日登録 税務支援対策部所属）

〒360-0803 熊谷市柿沼847-22

TEL 048-525-3738 FAX 507-9445

退会

甲田嘉六（平成26年7月15日 業務廃止）

税理士法人事務所設置

辻・本郷税理士法人 深谷支部（平成26年7月3日 登記）

高橋 鐵

〒366-0052 深谷市上柴町西4-17-3

TEL 048-571-4619 FAX 048-571-8158

6. 次回例会予定

日時 9月8日(月) 午前9時30分～ 支部例会・署との協議会

バス 午前9時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

*今後の例会日日程を掲載しました。(平成26年8月7日現在)

10月例会	10月 7日(火)	午前9時30分～
11月例会	11月 6日(木)	午前9時30分～
県北ブロック研修会	11月 6日(木)	午後1時00分～
12月例会	12月 4日(木)	午後4時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

昨年に引き続き、本年も節電の取り組みが必要とされていることから、支部におきましてもクールビズを実施させていただいております。

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
26. 7. 7(月)	堀越雄司	
26. 7. 10(木)	前島義徳	
26. 7. 14(月)	山川宏之	
26. 7. 17(木)	油井豊仁	
26. 7. 24(木)	吉田貴之	
26. 7. 28(月)	相原信夫	
26. 7. 31(木)	秋池正江	
26. 8. 4(月)	足立憲夫	
26. 8. 18(月)	大久保匡志	
26. 8. 21(木)	萩野正博	
26. 8. 25(月)	笠原行男	
26. 8. 28(木)	金子良光	
26. 9. 1(月)	神山隆夫	
26. 9. 4(木)	木藤久丹江	
26. 9. 8(月)	黒須克仁	
26. 9. 11(木)	高岡 洋	
26. 9. 18(木)	武田 哲	
26. 9. 22(月)	土屋政信	
26. 9. 25(木)	中澤仁之	
26. 9. 29(月)	中野敦夫	
26. 10. 2(木)	中村文男	
26. 10. 6(月)	根岸文男	
26. 10. 9(木)	浜野高志	
26. 10. 16(木)	福島繁夫	
26. 10. 20(月)	本田 章	
26. 10. 23(木)	新井政雄	

*午後1時30分～4時00分

*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。

(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

税理士制度の沿革

1. 昭和 2 年(1927 年)「計理士法」の制定…後の公認会計士法
2. 昭和 8 年(1933 年)「税務代理人法」第 64 帝国議会衆議院上程…廃案
3. 昭和 17 年(1942 年)「税務代理士法」第 79 帝国議会上程成立同年 2 月 23 日施行
4. 昭和 26 年(1951 年)「税理士法」可決成立同年 7 月 15 日施行「税務代理士法」廃止
5. 昭和 31 年(1956 年)第一次改正
 - ① 書面添付制度
 - ② 計理士、税務職員等に対する特別試験の実施
 - ③ 税理士会への間接強制加入制度
 - ④ 税務職員等の業務制限 1 年間
6. 昭和 36 年(1961 年)第二次改正
 - ① 登録事務の日税連への移管(指導連絡に監督が追加)
 - ② 税務職員の特別試験「当分の間」に延長
7. 昭和 55 年(1979 年)第三次改正
 - ① 税理士の使命の明確化「独立した公正な立場」
 - ② 税理士業務の明確化と対象税目の拡大 付随業務の追加
 - ③ 税理士試験制度の見直し
 - ④ 登録即入会制への移行
 - ⑤ 税理士法第 33 条の 2 第 2 項追加(他人作成書類の書面添付)
 - ⑥ 税理士会組織の見直し(部会から支部組織へ)
 - ⑦ 帳簿作成義務、2カ所事務所の禁止、使用人に対する監督義務、委託者に対する助言義務
8. 平成 13 年(2001 年)第四次改正
 - ① 税理士法人制度の創設
 - ② 補助税理士制度の創設
 - ③ 補佐人制度の創設
 - ④ 意見聴取制度の拡充
 - ⑤ 資格得喪の刷新 受験資格要件の緩和、学位による科目免除の見直し、税務職員に対する試験免除の見直し、合格等の取消
 - ⑥ 税理士会等に係る見直し 登録制度の整備、研修の充実、紛議調停制度の創設、報酬規定の削除など
 - ⑦ 署名押印時の付記事項、通知弁護士法人の創設、許可(通知)公認会計士制度の廃止

【項目別】改正税理士法関係法令

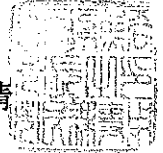
No.	項目	区分	施行日	税理士法 (法律)	税理士法施行令 (政令)	税理士法施行規則 (省令)
1	租税教育への取組の推進	法律 政令	27.4.1	49条の2② 49条の14①	7条の2① 11条の2①	
2	調査の事前通知の規定の整備	法律 省令	26.7.1	34条②(新) (国税通則法74条の9)		17条の2(新)
3	報酬のある公職に就いた場合 の税理士業務の停止規定の見直し	法律 省令	27.4.1	24条 37条の2(新) 48条の16		12条の2(新)
4	税理士試験の受験資格要件の緩和	法律	27.4.1	5条①、②		
5	補助税理士制度の見直し	省令	27.4.1			1条の2(新) 8条 16条①、③(新) 18条
6	公認会計士に係る資格付与の 見直し	法律 省令	29.4.1	3条③(新)		1条の3(新)
7	税理士に係る懲戒処分の適正化	法律	27.4.1	44条 45条 48条の20① 59条①、② 63条		
8	懲戒免職等となった公務員等 に係る税理士への登録拒否事 由等の見直し	法律	26.4.1	4条 24条 26条		
9	事務所設置の適正化	省令	27.4.1			11条の2(新)
10	税理士証票の定期的交換	省令	27.4.1			13条④(新)
11	電子申告等に係る税理士業務 の明確化	通達	26.4.1			
12	会費滞納者に対する処分の明 確化	告示	27.4.1			

熊市民発第 282号

平成26年7月25日

関東信越税理士会熊谷支部 支部長 渡辺 実 様

熊谷市長 富 岡 清



職務上請求書の記載内容の整備及び適正使用について（お願い）

大暑の候、貴職におかれましては、御清祥のこととお喜び申し上げます。

また、本市の市政推進につきまして、日ごろから格別の御理解・御協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、貴会・支部会員の皆様が、職務遂行上必要となる住民票の写しや戸籍謄・抄本等を請求する際に使用する「職務上請求書」につきまして、定められた事項が記入されていないものが散見されますので、その記載内容の整備について改めてお願いするものでございます。

また、一昨年、偽造の職務上請求書を使用した戸籍謄・抄本等の不正請求事件が大きく報道され社会問題となったところですが、職務上請求書の適正な使用につきましても、会員皆様に対して、再度、御周知いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

今後も貴会・支部のますますの御発展を祈念申し上げますとともに、引き続き市政進展への御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

担当：市民部市民課 高田

電話：524-1111 内線 265

日時 平成 26 年 8 月 7 日 (木)
16 時 30 分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) 税務署職員の担当について (総務課)
別添 1 「平成 26 年度 熊谷署職員名簿」 参照
- (2) 熊谷税務署を対象署とする主たる広域運営等について (総務課)
別添 2 「熊谷税務署を対象署とする主たる広域運営等について」 参照
主たる広域運営につきましては、前年度からの変更はありません。
- (3) e-Tax の普及・拡大について (総務課)
本年 6 月 16 日から、一部機能がスマートフォンからも利用できる、e-Tax ソフト (SP 版) を提供しております。

(4) 期限内納付等について

(管理運営部門)

イ 消費税の期限内納付指導について

税務署では、消費税率引上げもあり、消費税滞納の未然防止を最重要課題の一つとして取り組んでおります。

消費税の滞納の未然防止には、計画的な納税資金の積立てが有効であることから、関与先の皆様に、毎月の納税資金の備蓄を勧めていただくなど、期限内納付のご指導をよろしくお願いいたします。

また、任意の中間申告・納付制度は、個人事業者は平成 27 年分から、法人事業者（事業年度が 1 年の法人）は、平成 26 年 4 月 1 日以降開始する課税期間から適用されますので、積極的なご活用をお願いいたします。

ロ 消費税納付チェック表の提出について

別添 3 「消費税納付チェック表」参照

消費税滞納の未然防止策の一環として、消費税申告書提出の際に「消費税納付チェック表」を併せて提出していただくようお願いしているところです。

本日（協議会の場で）、チェック表の用紙を配付させていただいておりますが、消費税滞納の未然防止という趣旨につきまして改めてご理解をいただき、更なるご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、期限内納付が困難でやむを得ず分割納付等を希望される場合には、納付計画等を作成した上で、早期に税務署徴収部門へ納付相談等を行うよう、関与先の皆様にご指導をお願いいたします。

また、チェック表は e-Tax で送信できませんので、書面での提出をお願いいたします。

ハ ダイレクト納付の利用について

別添 4 「国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください」参照

別添 5 「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧（26. 6. 25 現在）」参照

電子申告・電子納税につきましては、先生方のご理解の下、普及・利用拡大を推進させていただいております。

ダイレクト納付は、口座振替対象外の国税も利用可能となっており、利用に当たり、振替手数料や電子証明書、カードリーダーも不要となっておりますので、関与先の皆様への利用勧奨につきまして、更なるご協力をお願いいたします。

(5) 個人事業者の消費税中間申告について

(管理運営部門)

・ 申告書の発送日 7 月 25 日(金)

・ 申告及び納付期限 9 月 1 日(月)

・ 振替日 9 月 29 日(月)

※ 前日までの残高確認についてご指導願います。

(6) 取引等に関する資料の提出依頼について (管理運営部門)

- ・依頼文発送日 7月31日(木) (国税局資料センター)
- ・提出期限 9月3日(水)

関与先から問合せ等がありましたら、期限までに提出いただきますようご指導をお願いいたします。

なお、提出に当たっては、同封されている返信用封筒をご利用ください。

また、光ディスク(CDやFDなど)使用による提出勧奨をお願いいたします。

(光ディスク等で提出の場合、正・副1枚ずつ作成して同封願います。)

おって、一般取引資料せん提出の場合は、光ディスク利用の事前承認は不要な上、関東信越国税局ホームページ(局からのお知らせ⇒一般取引資料せんの提出⇒データの作成)に入力フォーム等が掲載されておりますので、併せて利用勧奨をお願いいたします。

ご不明な点がありましたら、管理運営第二部門(048-521-7807)までご連絡ください。

(7) 納税証明書オンライン請求について (管理運営部門)

別添6「納税証明書のオンライン請求がとっても便利になります。」参照

平成25年10月1日から、税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、自宅等からのオンライン請求に電子証明書やICカードリーダーが不要になっております。

また、予め来署日時をご指定いただくことにより発行までの待ち時間が短縮できるほか、手数料が安価になる等のメリットがあります。

つきましては、本年度におきましても、引き続き関与先の皆様への利用勧奨をお願いいたします。

(8) 確定申告が必要と見込まれる方及び確定申告に誤りがあると認められる方に対する見直し確認等を求める文書の送付について (個人課税部門)

- ・文書送付予定日 8月15日(金)
- ・対象者数 現在、集約中
- ・来署者対応日 8月25日(月)から27日(水)
- ・来署者対応場所 熊谷税務署 別館2階会議室

平成25年分所得税、消費税の確定申告が無申告であると想定される方、さらには、確定申告内容に計算誤り等が認められる方などに対しまして、税務署では納税者の方へ見直しを求める文書を送付し、納税者自身による見直しをいただくこととしております。

関与先で税務署から文書が送付された方がありましたら、ご指導をよろしく願いいたします。

(9) 特定路線価設定申出書及び個別評価申出書の提出先について (資産課税部門)

熊谷署管内の路線価等の評価は、春日部署の評価専門官が行っておりますので、特定路線価設定申出書及び個別評価申出書につきましては評価担当署である春日部署(評価専門官)あてにご提出願います。

なお、回答書も春日部署からの送付となります。

5. 県・市町からの連絡事項

個人住民税の特別徴収一斉指定について

別添 7 「平成 27 年度には個人住民税の給与からの特別徴収を徹底します。」 参照

添付書類

- 1 「平成 26 年度 熊谷署職員名簿」 (総務課)
- 2 「熊谷税務署を対象署とする主たる広域運営等について」 (総務課)
- 3 「消費税納付チェック表」 (管理運営部門)
- 4 「国税の納付は、簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください」 (管理運営部門)
- 5 「ダイレクト納付利用可能金融機関一覧 (26. 6. 25 現在)」 (管理運営部門)
- 6 「納税証明書のオンライン請求がとっても便利になります。」 (管理運営部門)
- 7 「平成 27 年度には個人住民税の給与からの特別徴収を徹底します。」 (県・市町)

席上配付資料

- 「消費税納付チェック表」 (管理運営部門)
- 「平成26年度 法人税関係法令の改正の概要」 (法人課税部門)

熊谷税務署を対象署とする主たる広域運営等について

【管理運営・徴収関係】

- 高崎税務署 評価公売専門官（公売関係）
- 浦和税務署 納税専門官（物納許可関係）

【個人課税・資産課税・法人課税共通関係】

- 大宮税務署 特別国税調査官（総合調査担当・開発調査担当）
- 大宮税務署 国際税務専門官（所得担当・資産担当・法人担当）

【個人課税関係】

- 浦和税務署 情報技術専門官（所得担当）

【資産課税関係】

- 大宮税務署 特別国税調査官（資産担当）
- 春日部税務署 評価専門官

【法人課税関係】

- 川越税務署 特別国税調査官（源泉担当）
- 浦和税務署 法人課税第五部門（諸税担当）
- 浦和税務署 国際税務専門官（源泉担当）
- 大宮税務署 情報技術専門官（法人担当）
- 大宮税務署 特別調査情報官（広域・連結担当）

※その他随時併任あり。

消費税納付チェック表

法人名 (氏名)			整理 番号								
住 所	〒 (〇 - -)						《申告書提出日》 年 月 日				
課 税 期 間		申 告 区 分		納 期 限		納 付 金 額					
年 月 日		☐ 中間申告		年 月 日		円					
年 月 日		☐ 確定申告									

上記の消費税及び地方消費税の納付予定は次のとおりです。

☐ 納期限内に完納

☐ 1か月以内に完納

☐ 1か月以内の完納が困難なため、納付方法について税務署に出署し相談

出署希望日： 年 月 日

〔1か月以内の完納が困難な場合の納付予定〕

☐ 3か月以内の分割納付

月 日 円

月 日 円

月 日 円＋延滞税

☐ 3か月以内の完納が困難

納付困難 事 由	

- (注) 1 e-Taxを利用して申告書等を提出する場合は、納期限内に完納できない納税者について提出してください。
- 2 申告区分及び納付予定は、該当する□にレ印を付してください。
- 3 納期限内に納付できない場合は、法律の規定により本税を完納されるまで延滞税が課されるほか、督促状が送付されますので、ご承知ください。
- 4 納税に関して、納税コールセンターから連絡する場合があります。

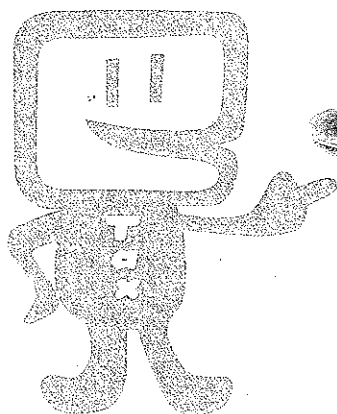
関東信越税理士会 支部所属 税理士： _____

〇 - -

国税の納付は、簡単・便利な ダイレクト納付をご利用ください

ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



電子納税に電子証明書やICカードリータライタは不要です。また、徴収高計算書の送信にも電子証明書は不要なので、特に源泉所得税を納めている方におすすめです。

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能！
- インターネットバンキングの契約が不要！
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

ダイレクト納付を利用するには

① ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。

② 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

③ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」（P3）に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

○「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3)記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、右ページの□内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所等所轄する税務署へ提出してください。

① 提出年月日を記載します。

② 提出先の税務署名を記載します。

④ 郵便番号、電話番号、預貯金口座に登録されている住所(所在地)を記載します。

⑤ 上記④の住所と申告書等に記載した住所が異なる場合には、申告書等に記載した住所を記載します。

⑥ 預貯金口座の名義とフリガナを記載します。
【注】1 申告等を行う法人名義(本人名義)の口座に限ります。
2 口座名義に代表者氏名等(屋号等)が含まれている場合には、必ず代表者氏名等(屋号等)も記載してください。

⑦ 銀行等をご利用になる場合、金融機関の名称及び支店名等を記載し、預金種別を○で囲み、口座番号を記載します。
【注】お手持ちの口座の口座番号が7桁未満である場合は、お手数ですが頭部を0で埋めてください。
【例】0001234

⑧ ゆうちょ銀行をご利用になる場合、記号番号を記載します。
【注】前半の記号は必ず5桁となります。
また、後半の番号は左詰で記載してください。
【記載例】
1 総合口座・通常貯金・通常貯蓄貯金の場合
記号 1 1 9 4 0 番号 1 2 3 4 5 6 7 1
口座番号 111940 - 12345671
2 振替口座の場合
記号 0 1 1 9 3 0 0 番号 1 2 3 4 5 6
口座番号 011930 - 12345611

国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

氏名 (法人名及び代表者氏名) (印)
**株式会社 国税商事
代表取締役 国税 太郎**

〒100-0013 東京都千代田区大手町1-1-1
住所(所在地) **東京都千代田区大手町1-1-1**
(申告納税地) **東京都千代田区大手町1-1-1**
(フリガナ) **カブシキガイシャコクセイショウジ ダイニョウヒロシマツラコウ コウセイタロウ**

指定金融機関 **財務 労働金庫・農協 信用組合・協同 東京 本所支所 出張所**
預金種別 **普通 2 当座 3 納付準備 (口座番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0)**
ゆうちょ銀行 記号番号 **1 1 9 4 0 1 2 3 4 5 6 7 1**

振替日時: 納付情報送付日時
利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

(不備理由)
1 金融機関番号エラー 4 口座情報不完全
2 郵便番号等未登録 5 その他
3 重複入力

入力 訂正入力 送付 登録

金融機関番号 **1 1 9 4 0**

(不備理由)
A 印鑑不備 F 住所不備
B 印鑑不明 G 支店名不備
C 口座番号不備 H その他
D 口座振替なし
E 名義人相違
(備考)

金融機関整理番号 **1 1 9 4 0**

交付印 押印 捺印 合後 印

(口座振替番号) **1 1 9 4 0 1 2 3 4 5 6 7 1**
(記号番号) **1 1 9 4 0 1 2 3 4 5 6 7 1**

※ 記載要領は、法人を例に示しています。

③ 法人名及び代表者氏名(氏名)を記載し押印します。

⑨ ①から⑧までを記載後、**預貯金口座の届出印を押印(又は届出サイン)**します。
印影が不鮮明な場合には、下の欄へ押印し直してください。

⑩ 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての約定を必ずご確認ください。

切り取り線で
切りはなして
提出してください

ダイレクト納付の利用方法は

- 1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する
- 2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する
- 3 「今すぐ納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する

ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※「納付日を指定される方」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。

「今すぐ納付される方」を選択

届出をした預貯金口座から振替が行われ、即時に納付が完了します。

「納付日を指定される方」を選択

届出をした預貯金口座から指定した期日に振替が行われ、納付が完了します。

- 4 納付状況を確認する
- 納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。

※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録を推奨します。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

整理番号



国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

平成 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名（法人名及び代表者氏名）

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住 所 (所在地)	(〒 -) 電話 ()	(金融機関お届け印)
	(申告納税地)	
氏 名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)	印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。
指定金融機関	銀 行・信用金庫 労働金庫・農 協 信用組合・漁 協	
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)
ゆうちょ銀行	記号番号	-

2 振替日時:納付情報送付日時

3 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

税務署整理欄

(不備事由)

- | | |
|-------------|-----------|
| 1 金融機関番号エラー | 4 口座情報不完全 |
| 2 整理番号等未登録 | 5 その他 |
| 3 重複入力 | |

入	力	訂 正	入 力	送	付	登	録

金融機関番号

約 定

- 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。
- 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。
- この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。
- この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。

金融機関整理欄

(不備返却事由)

- | | |
|----------|---------|
| A 印鑑相違 | F 住所相違 |
| B 印鑑不鮮明 | G 支店名相違 |
| C 口座番号相違 | H その他 |
| D 口座該当なし | |
| E 名義人相違 | |
- (備考)

受 付 印 印 鑑 照 合 検 印

--	--	--	--	--	--	--	--

(口座識別番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(認証番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます。インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」の「どこで使えるの？」でご確認ください。

-  **1 インターネットバンキングで電子納税**
金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、金融機関のインターネットバンキングにログインし、インターネットバンキングの画面から納税することができます。
-  **2 モバイルバンキングで電子納税**
金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末から金融機関のモバイルバンキングにログインし、モバイルバンキングの画面から納税することができます。
-  **3 ATMで電子納税**
インターネットを利用できる場所がなくとも、金融機関のATMから納税することができます。
（注）ATMのご利用が可能な金融機関は、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、協和銀行、北国銀行、千葉銀行、横濱銀行、近畿大阪銀行、広島銀行、福岡銀行、親和銀行、東和銀行、京華銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行です。（平成25年7月末現在）

なお、これらの電子納税を利用する場合、事前に「電子申告・納税等開始届出書」（e-Taxの開始届出書）を提出し、「利用者識別番号」を取得する必要があります。

また、これらの電子納税には「登録方式」と「入力方式」の2つの方式があります。

登録方式

e-Taxに納付情報データを登録（納付情報登録依頼）することにより、登録した納付情報に対応する納付区分番号を取得して、電子納税を行う方式です。

入力方式

e-Taxに納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号として、送付された納付書に記載のある番号又はご自身で作成する納付目的コードを使用して電子納税を行う方式です。

詳しくは e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日、8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

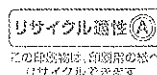
イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」TEL.0570-01-5901（e-コクゼイ）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



【平成26年6月25日現在】

局所等	銀行	信用組合	労働金庫	銀 行		信 用 組 合		労働金庫	
				導入済み	導入予定	導入済み	導入予定	導入済み	導入予定
都市銀行等	6	0	0	みずほ銀行、三井住友銀行 三菱東京UFJ銀行、ゆうちょ銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行					
札幌	2	1	1	北洋銀行、北海道銀行		札幌中央信用組合		北海道労働金庫	
仙台	12	1	1	青森銀行、秋田銀行、岩手銀行 北日本銀行、七十七銀行、荘内銀行 仙台銀行、東邦銀行、北都銀行 みちのく銀行、山形銀行、東北銀行		仙北信用組合		東北労働金庫	
関東信越	12	4	2	足利銀行、群馬銀行、常陽銀行 第四銀行、筑波銀行、東和銀行 栃木銀行、長野銀行、八十二銀行 武蔵野銀行、北越銀行、大光銀行		茨城県信用組合 協栄信用組合 群馬県信用組合 新潟県信用組合		新潟県労働金庫 長野県労働金庫	
東京	8	8	1	京葉銀行、千葉銀行、千葉興業銀行 東京都民銀行、東日本銀行 山梨中央銀行、横浜銀行、八千代銀行		あすか信用組合 君津信用組合 青和信用組合 相愛信用組合 第一勧業信用組合 大東京信用組合 都留信用組合 山梨県民信用組合	房総信用組合 (平成26年7月～)	中央労働金庫	
金沢	4	1	1	福井銀行、福邦銀行、北陸銀行 北國銀行		岐阜商工信用組合		北陸労働金庫	
名古屋	11	3	2	愛知銀行、大垣共立銀行、静岡銀行 静岡中央銀行、清水銀行、十六銀行 中京銀行、名古屋銀行、百五銀行 三重銀行、第三銀行		愛知県中央信用組合 飛騨信用組合 益田信用組合		静岡県労働金庫 東海労働金庫	
大阪	9	4	1	池田泉州銀行、京都銀行、紀陽銀行 近畿大阪銀行、滋賀銀行、南都銀行 みなと銀行、関西アーバン銀行 但馬銀行		滋賀県信用組合 淡路信用組合 のぞみ信用組合 兵庫県信用組合	近畿産業信用組合 (平成26年8月～)	近畿労働金庫	
広島	6	1	1	西京銀行、山陰合同銀行、鳥取銀行 トマト銀行、広島銀行、中国銀行		広島市信用組合	笠岡信用組合 (平成26年7月～)	中国労働金庫	
高松	8	1	1	阿波銀行、伊予銀行、愛媛銀行 香川銀行、高知銀行、四国銀行 徳島銀行、百十四銀行		香川県信用組合		四国労働金庫	
福岡	4	0	1	十八銀行、親和銀行 西日本シティ銀行、福岡銀行				九州労働金庫	
熊本	2	0	0	熊本ファミリー銀行、肥後銀行					
沖縄	2	0	1	沖縄銀行、琉球銀行				沖縄県労働金庫	
合計	86	24	13						

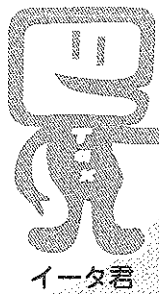
※ 1 金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。
2 利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

ダイレクト納付利用可能金融機関一覧(信用金庫)

【平成26年6月25日現在】

サービス開始済み							導入予定
都道府県	信金数	名 称					名 称
札幌	23	札幌信用金庫	旭川信用金庫	函館信用金庫	帯広信用金庫	渡島信用金庫	
		室蘭信用金庫	北門信用金庫	小樽信用金庫	釧路信用金庫	江差信用金庫	
		空知信用金庫	伊達信用金庫	稚内信用金庫	大地みらい信用金庫	遠軽信用金庫	
		苫小牧信用金庫	北空知信用金庫	留萌信用金庫	北見信用金庫		
		北海信用金庫	日高信用金庫	北星信用金庫	網走信用金庫		
仙台	25	東奥信用金庫	盛岡信用金庫	水沢信用金庫	二本松信用金庫	気仙沼信用金庫	
		秋田信用金庫	宮古信用金庫	会津信用金庫	福島信用金庫	白河信用金庫	
		羽後信用金庫	一関信用金庫	郡山信用金庫	青い森信用金庫	宮城第一信用金庫	
		米沢信用金庫	北上信用金庫	ひまわり信用金庫	社の都信用金庫	仙南信用金庫	
		鶴岡信用金庫	花巻信用金庫	あぶくま信用金庫	石巻信用金庫	須賀川信用金庫	
関東信越	33	高崎信用金庫	北群馬信用金庫	佐野信用金庫	新潟信用金庫	上越信用金庫	アルプス中央信用金庫
		桐生信用金庫	しのめ信用金庫	大田原信用金庫	長岡信用金庫	松本信用金庫	鳥山信用金庫
		アイオー信用金庫	足利小山信用金庫	結城信用金庫	三条信用金庫	上田信用金庫	青木信用金庫
		利根郡信用金庫	栃木信用金庫	川口信用金庫	新発田信用金庫	諏訪信用金庫	新井信用金庫
		館林信用金庫	鹿沼相互信用金庫	館能信用金庫	柏崎信用金庫	飯田信用金庫	村上信用金庫
東京	37	川崎信用金庫	東京ベイ信用金庫	興産信用金庫	亀有信用金庫	目黒信用金庫	巣鴨信用金庫
		朝日信用金庫	佐原信用金庫	さわやか信用金庫	小松川信用金庫	世田谷信用金庫	青梅信用金庫
		西武信用金庫	三浦藤沢信用金庫	東京シティ信用金庫	足立成和信用金庫	東京信用金庫	甲府信用金庫
		千葉信用金庫	中栄信用金庫	芝信用金庫	西京信用金庫	城北信用金庫	山梨信用金庫
		銚子信用金庫	中南信用金庫	東栄信用金庫	昭和信用金庫	荒井川信用金庫	平塚信用金庫
		多摩信用金庫	横浜信用金庫				
金沢	17	富山信用金庫	にいかわ信用金庫	石動信用金庫	北陸信用金庫	福井信用金庫	越前信用金庫
		高岡信用金庫	米見伏木信用金庫	金沢信用金庫	鶴来信用金庫	武生信用金庫	敦賀信用金庫
		新湊信用金庫	砺波信用金庫	のと共栄信用金庫	奥能信用金庫	小浜信用金庫	
名古屋	39	静岡信用金庫	磐田信用金庫	東濃信用金庫	岡崎信用金庫	碧海信用金庫	北伊勢上野信用金庫
		静岡信用金庫	焼津信用金庫	関信用金庫	いちい信用金庫	西尾信用金庫	三重信用金庫
		浜松信用金庫	富士信用金庫	八幡信用金庫	瀬戸信用金庫	蒲郡信用金庫	紀北信用金庫
		沼津信用金庫	遠州信用金庫	西濃信用金庫	半田信用金庫	尾西信用金庫	富士宮信用金庫
		三島信用金庫	岐阜信用金庫	愛知信用金庫	知多信用金庫	中目信用金庫	掛川信用金庫
		豊田信用金庫	大垣信用金庫	豊橋信用金庫	豊田信用金庫	津信用金庫	東春信用金庫
大阪	32	京都信用金庫	長浜信用金庫	十三信用金庫	奈良中央信用金庫	淡路信用金庫	大阪商工信用金庫
		京都中央信用金庫	湖東信用金庫	大阪東信用金庫	きのくに信用金庫	西兵庫信用金庫	神戸信用金庫
		播州信用金庫	大阪信用金庫	枚方信用金庫	姫路信用金庫	中兵庫信用金庫	永和信用金庫
		日新信用金庫	大阪厚生信用金庫	摂津水都信用金庫	兵庫信用金庫	但馬信用金庫	新宮信用金庫
		滋賀中央信用金庫	大阪市信用金庫	大和信用金庫	尼崎信用金庫	京都北都信用金庫	大福信用金庫
広島	22	鳥取信用金庫	日本海信用金庫	津山信用金庫	日生信用金庫	しまなみ信用金庫	防府信用金庫
		米子信用金庫	島根中央信用金庫	玉島信用金庫	備前信用金庫	広島みどり信用金庫	東山口信用金庫
		倉吉信用金庫	おかやま信用金庫	備北信用金庫	広島信用金庫	萩山口信用金庫	
		しまね信用金庫	水島信用金庫	吉備信用金庫	呉信用金庫	西中国信用金庫	
高松	9	徳島信用金庫	観音寺信用金庫	宇和島信用金庫	川之江信用金庫	樟多信用金庫	
		阿南信用金庫	愛媛信用金庫	東予信用金庫	高松信用金庫		
福岡	12	福岡信用金庫	大牟田柳川信用金庫	飯塚信用金庫	遠賀信用金庫	佐賀信用金庫	九州ひぜん信用金庫
		福岡ひびき信用金庫	筑後信用金庫	大川信用金庫	唐津信用金庫	伊万里信用金庫	たちばな信用金庫
熊本	13	熊本信用金庫	熊本中央信用金庫	大分みらい信用金庫	高鍋信用金庫	鹿児島相互信用金庫	延岡信用金庫
		熊本第一信用金庫	天草信用金庫	宮崎信用金庫	鹿児島信用金庫	奄美大島信用金庫	大分信用金庫
沖縄	1	コザ信用金庫					
合計	263						

- ※ 1 金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。
 2 利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページをご覧ください。



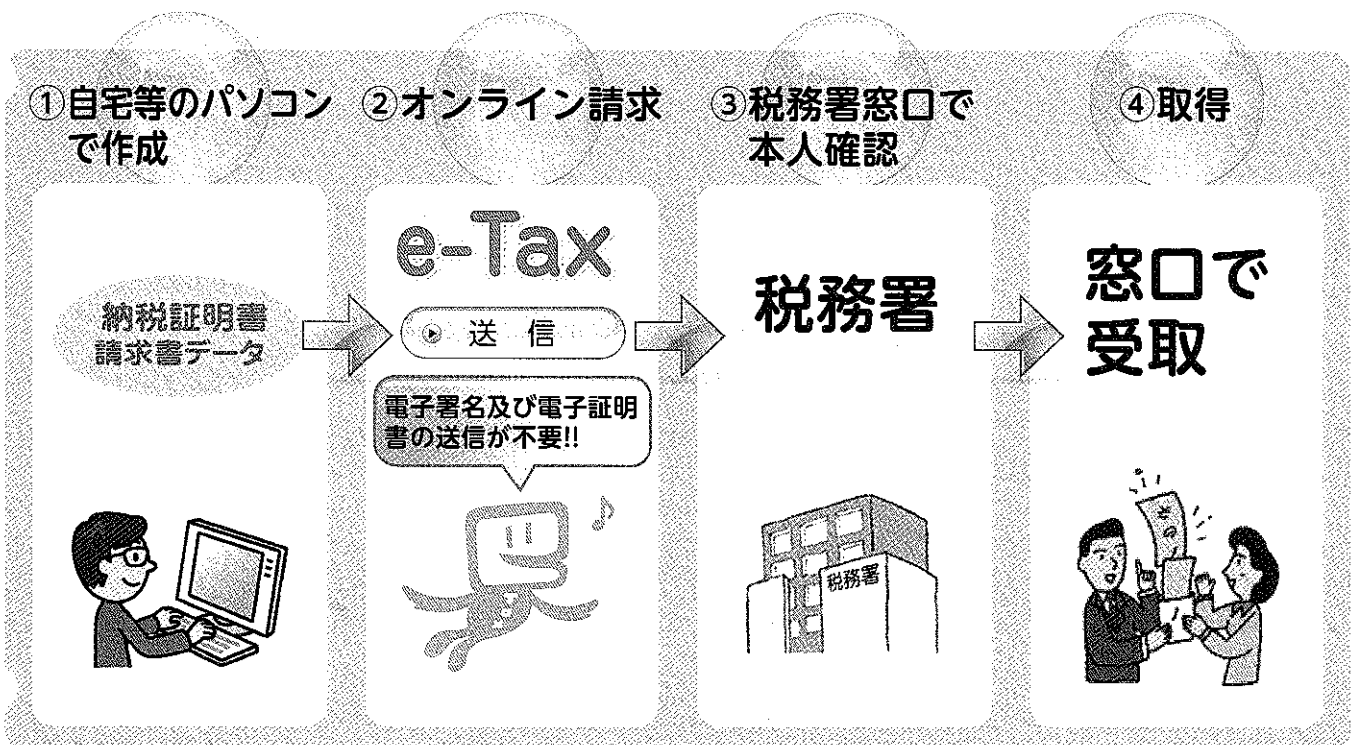
納税証明書のオンライン請求が とっても便利になります。

請求は自宅等の
パソコンから

税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、自宅等からのオンライン請求に、電子証明書やICカードリーダーが不要になります。

(平成25年10月1日から開始)

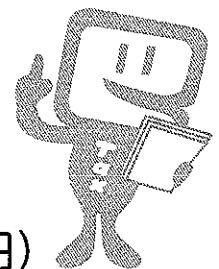
納税証明書交付請求書の作成に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。



※代理人による請求書データの送信と納税証明書の受取も可能です(代理人による受取には委任状が必要となります。)。受取の際には、本人(代理人)であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)をご持参ください。なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かります。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

オンライン請求のメリット

- ① 手数料が安価です。1税目1年度1枚370円(通常400円)
- ② 窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取れます。
(当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)



● 詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

国税庁

その他の「納税証明書オンライン請求・発行手続」

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、郵送または電子ファイルで受け取ることができます。

① 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)

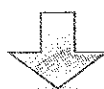
② e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは期限内であれば何度でもお使いいただけます。)

(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。

e-Taxを利用して納税証明書交付請求書を作成

郵送受取を希望する方は、書面交付用の請求書を作成し、受取方法を選択してください。

作成に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。

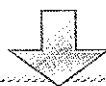


作成した納税証明書交付請求書に電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信

送信後、メッセージボックスに格納される受信通知で、正常に受信されたことを必ず確認してください。



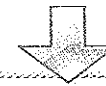
メッセージボックスに格納される「交付(発行)準備が整った」旨の通知を確認 納税証明書の作成状況、受付番号、納付番号、確認番号、手数料等を確認してください。



郵 送 受 取

インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料と郵送料を電子納付*すると、税務署から納税証明書が郵送されます。

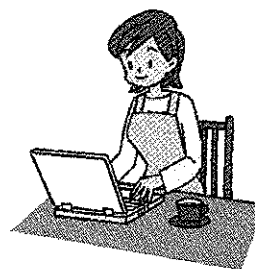
電子納付の際に、納付番号、確認番号等が必要になります。



電 子 取 得

インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料を電子納付*すると、電子納税証明書(電子ファイル)のダウンロードが可能となります。

電子納付の際に、納付番号、確認番号等が必要になります。



*インターネットバンキングやATM等の利用に当たり、利用のための手数料が必要となる場合がありますので、あらかじめ利用する金融機関にご確認ください。

e-Taxの利用可能時間 ▶ 月曜日～金曜日、8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ ▶ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検 索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」TEL.0570-01-5901(e-コクセイ)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 午前9時～午後5時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成27年度には個人住民税の 給与からの特別徴収を徹底します。

埼玉県と県内すべての
市町村からのお知らせです



「埼玉県のマスコット コバトン」

**平成27年度に個人住民税の特別徴収未実施の事業所を
原則として特別徴収義務者に指定します。**

所得税の源泉徴収を行っている事業所の皆様には、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員等に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられております。これを特別徴収といいます。

平成27年度には原則として全ての事業所に特別徴収していただきますので、ご準備をお願いします。

特別徴収義務者に指定する対象者(事業所)

所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者

1. 次の理由【A～E】に該当する場合は、普通徴収(従業員が自分で納付)とすることができます。

(当面、普通徴収が認められます。給与支払報告書の提出時に「普通徴収該当理由書」を提出してください。)

A. 総従業員数が2人以下の事業所

(他の市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下のB～Eの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数。常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする者など。)

B. 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄該当者)

(給与所得者が、複数の事業所から給与を支給されている場合、各市町村で取扱いが異なる場合があります。)

C. 給与が毎月支給されていない方(不定期受給)

(給与の支給期間について1月を超える期間としている方、毎月の給与支払額が少額であり特別徴収できない方を含みます。)

D. 専従者給与が支給されている方(個人事業主のみ対象)

E. 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方

(休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。)

2. 前記の他、次の方は給与支払報告書により市町村で決定します。

年間の給与と所得が市町村条例で定める均等割非課税基準所得以下の方(均等割の非課税基準につきましては、各市町村により異なります。)

☆上記のAからEの普通徴収に該当する方がいる場合は、市町村に提出していただく給与支払報告書の摘要欄に普通徴収該当理由書の該当理由の記号(A～E)を記載してください。(eLTAX等の電子媒体で提出する場合を含みます。)



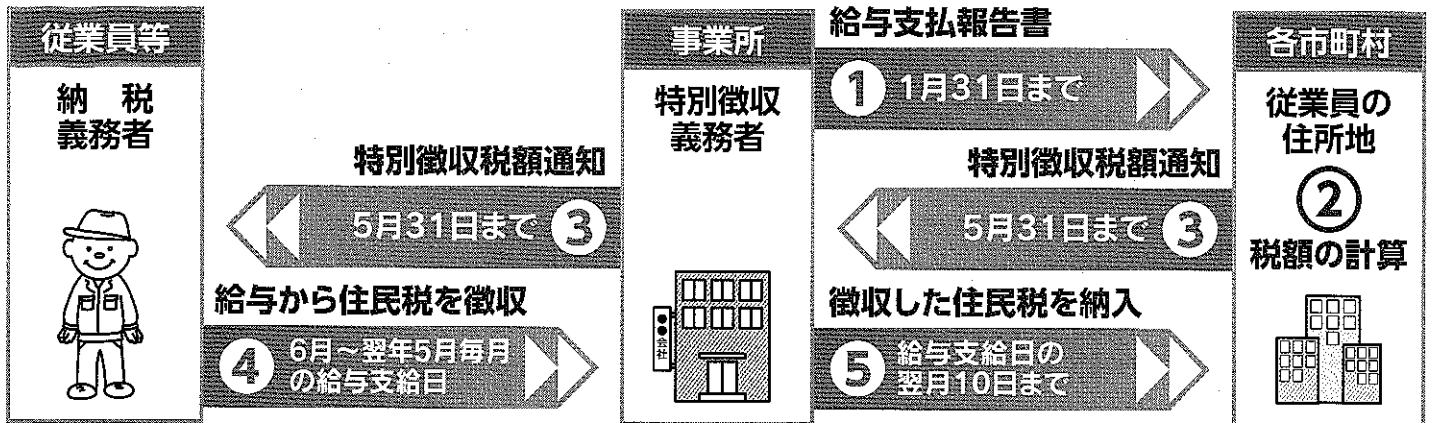
埼玉県・市町村

彩の国
さいたま



裏面もごらんください

特別徴収の方法による納税の仕組み



従業員のメリット

- ①金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。
- ②普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため、1回あたりの従業員の負担が少なくて済みます。

例) 年額 12 万円
 特別徴収 1 万円 x 12 回
 普通徴収 3 万円 x 4 回

事業所の負担少

所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。

【納期の特例】(特例を受ける場合は、別途申請が必要となります。)

※従業員が常時10人未満の場合は、年12回の納期を年2回(12月10日・6月10日)とすることができます。

特別徴収を徹底する取組に対する問合せ先

埼玉県総務部個人県民税対策課 Tel.048-830-2647

具体的な手続きに関する問合せ先 (各市町村住民税担当課)

	市町村名	担当課	電話番号		市町村名	担当課	電話番号		市町村名	担当課	電話番号
あ	上尾市	市民税課	048-775-5132	さ	さいたま市	市民税課	048-829-1914	ひ	東松山市	課税課	0493-23-2221
	朝霞市	課税課	048-463-2852		坂戸市	課税課	049-283-1331		日高市	税務課	042-989-2111
い	伊奈町	税務課	048-721-2111	し	幸手市	税務課	0480-43-1111	ふ	深谷市	市民税課	048-571-1211
	入間市	市民税課	04-2964-1111		狭山市	市民税課	04-2953-1111		富士見市	税務課	049-252-7116
お	小川町	税務課	0493-72-1221	す	志木市	課税課	048-473-1111	ほ	ふしみ野市	税務課	049-262-90
	小鹿野町	税務課	0494-75-4125		白岡市	税務課	0480-92-1111		本庄市	課税課	0495-25-1123
か	桶川市	税務課	048-786-3211	そ	杉戸町	税務課	0480-33-1111	ま	松伏町	税務課	048-991-1833
	越生町	税務課	049-292-3121		草加市	市民税課	048-922-1042	み	三郷市	市民税課	048-930-7706
き	春日部市	市民税課	048-736-1111	ち	秩父市	市民税課	0494-22-2209	や	美里町	税務課	0495-76-5131
	加須市	税務課	0480-62-1111	つ	鶴ヶ島市	税務課	049-271-1111	も	皆野町	税務課	0494-62-1461
こ	神川町	税務課	0495-77-2116	と	ときがわ町	税務課	0493-65-1521	わ	宮代町	税務室	0480-34-1111
	上里町	税務課	0495-35-1220	な	所沢市	市民税課	04-2998-9064	ら	三芳町	税務課	049-258-0019
く	川口市	市民税課	048-258-1110	に	戸田市	税務課	048-441-1800	わ	毛呂山町	税務課	049-295-2112
	川越市	市民税課	049-224-5640	は	長瀬町	税務課	0494-69-1101	わ	八潮市	市民税課	048-996-2480
こ	川島町	税務課	049-299-1757	ひ	滑川町	税務課	0493-56-6902	わ	横瀬町	税務課	0494-25-0113
	北本市	税務課	048-594-5518	ひ	新座市	市民税課	048-477-1111	わ	吉川市	課税課	048-982-5114
こ	行田市	税務課	048-556-1111	ひ	蓮田市	税務課	048-768-3111	わ	吉見町	税務会計課	0493-54-5029
	久喜市	市民税課	0480-22-1111	ひ	鳩山町	税務課	049-296-1211	わ	寄居町	税務課	048-581-2121
こ	熊谷市	市民税課	048-524-1111	ひ	羽生市	税務課	048-561-1121	わ	嵐山町	税務課	0493-62-2153
	鴻巣市	市民税課	048-541-9005	ひ	飯能市	市民税課	042-973-2111	わ	和光市	課税課	048-424-9102
こ	越谷市	市民税課	048-963-9145	ひ	東秩父村	税務課	0493-82-1224	わ	蕨市	税務課	048-433-7707

詳しくは、埼玉県ホームページをご覧ください。

埼玉県くらしと県税

検索

<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/z-kurashiindex/z-kyuyo-tokucho.html>

これからは、インターネットで簡単手続！
 給与支払報告書等の提出は、

エルタックス
eLTAX

を、ぜひご利用ください！

※このリーフレットでは、個人市町村民税及び個人県民税を「個人住民税」と記載しています。